

医学研究科 研究員制度

1. 対象者

・以下の(1), (2)の要件を満たしている方。

(1)ア～ウのいずれかに該当する者。

ア 大学医学部、医科大学又は旧制医学専門学校の卒業者

イ 大学の理科系又は旧制理科系専門学校の卒業者

ウ その他医学研究科長又は医学部長において、ア又はイと同等以上の学力があると認めた者

(2)指導教授(本学医学研究科専任教員)が決定していること。

2. 制度について

・期間:年度単位での許可となります。(新規の場合は随時受付し、当該年度末までの許可となります。年度途中での申請も可能です。)

・研究:指導教員と相談し、研究活動を行ってください。

・許可証:研究員として許可された場合は、「研究員許可証」を交付します。

3. 費用

・研究員負担金は1年度につき1万円です。

※令和7年度より原則として振込による納付とさせていただきます。振込先口座については担当にお問い合わせ願います。

4. 申請書類

・「名古屋市立大学医学研究科研究員願書」を記入し、下記の必要書類を添付して研究員負担金とともに医学研究推進課研究推進係研究員担当へ提出してください。

・許可日の属する年度を超えて更に研究を継続しようとする場合は「継続届」を提出してください。

※研究員願および継続届は、必ず「指導教員」の欄に指導教員の記名・押印のあるものを提出してください。指導教員の記名・押印のないものは受け付けられません。

<必要書類>

◎新規

・履歴書(様式自由)

・最終学歴の学位記・卒業証書の写し又は卒業(修了)証明書

・健康診断書(1年以内に受診したもの)

・医師免許証写(コメディカルの方も免許証の写しがあると良い)

・発明及び秘密保持にかかる同意書

◎継続

・継続届

・払込明細書

- ・安全保障輸出管理チェックシート

5. ・払込明細書

＜受付期間＞

新規:随時受付(原則として1日許可としています。)

継続:2月に案内し、3月に手続きを行います。

＜申請書提出方法＞

- ・各分野より提出してください。

6. 許可証交付について

- ・研究員許可証は各分野を通じてお渡しします。

7. 研究不正防止及び研究費不正使用防止のための教育訓練について

- ・研究員には、研究不正防止及び研究費不正使用防止のための教育訓練が義務づけられております。例年7月頃に受講のご案内をしますので、必ずご受講いただきますようお願いいたします(7月以降に許可された方につきましては順次ご案内いたします)。

8. 研究員の活動について

- ・名古屋市立大学医学研究科研究員として研究費への応募、研究成果の発表などを行うことができます。

- ・医学部研究棟の入退室カードの貸与を受けることができます。

※別途申請が必要です。

- ・医学研究科の図書館、共同研究教育センター、実験動物研究教育センターなどの施設を利用できます。

※別途申請が必要です(追加の費用負担があります)。

9. 辞退について

- ・研究員を許可された期間中に研究員を辞退することになった場合は、「研究員辞退届」を提出してください。研究員辞退届には指導教員の押印が必要です。